

## 会計年度任用職員の任用条件等について

【幼稚園・保育所・認定こども園】

	概 要
雇用期間	1 会計年度単位(令和4年4月1日～令和5年3月31日)の任用となります。 ※従前の勤務実績に基づく能力実証により、再度の任用の有無を決定します。(再度の任用は原則2回まで)
報酬額	勤務条件に応じた規定があります。 『会計年度任用職員募集のお知らせ』をご覧ください。
報酬支給日	○月額 毎月21日に支給します。 ○日額 毎月末締、翌月10日に支給します。 ○時給 毎月末締、翌月10日に支給します。
期末手当	過去実績(令和3年度) 年間1.2675月分[6月:0.2925月、12月:0.975月] (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで勤務した場合) ※勤務条件に応じて支給します。
費用弁償	①交通用具使用者 自動車等の使用距離区分に応じて、月額2,700円から30,700円 [使用距離区分の一部抜粋] 2 km以上 5 km未満 2,700 円 5 km以上 10 km未満 5,500 円 10 km以上 15 km未満 8,300 円 15 km以上 20 km未満 11,100 円 ※5 kmごとに50 km以上までの規定があります。 ②交通機関利用者 運賃等相当額(1か月当たりの運賃相当額の上限55,000円) ※①または②のいずれかを支給します。 ※勤務条件に応じて減額する場合があります。
時間外・休日・夜間勤務に係る報酬	時間外勤務等があった場合、実績に応じて支給します。
休暇制度	年次休暇(有給)、病気休暇(一部有給)、忌引休暇(有給)、夏季休暇(有給)、結婚休暇(有給)、子の看護休暇(有給)、産前・産後休暇(有給)、育児休業(無給)、介護休暇(無給)などがあります。 ※勤務条件により取得できない場合もあります。
社会保険	勤務条件に応じて厚生年金保険及び健康保険に加入します。 ※制度改正により、内容が変更となる場合があります。
雇用保険	週20時間以上、雇用期間31日以上勤務の見込みがある場合に入ります。
①労災保険 ②非常勤公務災害補償	勤務条件に応じて①または②のいずれかに加入します。

※令和4年1月1日現在の条件を記載しています。適用する条例等の改正により、変更することがあります。